

ひたちなか市に建設コンサルタント業務等入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化について

建設コンサルタント業務等については、申請日時点で社会保険等に加入していることを入札参加の要件とします。（法令により適用除外となる場合を除きます。）

2 申請受付業種

測量、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、不動産鑑定、土地家屋調査、計量証明の8業種になります。

3 名簿の登載期間

令和9年3月31日まで

※有効期間の始期については「令和7・8年度建設コンサルタント業務等入札参加審査申請の手引き共通書類編4入札参加資格者名簿の登載期間」を参照

4 名簿の公表

建設工事等入札参加有資格者名簿については、契約検査課において閲覧及びひたちなか市公式ウェブサイトに掲載する方法により公表します。郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。

5 格付基準

ひたちなか市建設工事等入札参加資格選定要綱に基づき格付けを行います。

6 個別書類について

書 類 名	市内本社	市内営業所	市 外	摘 要
個別書類チェック表 建設コンサルタント業務等 (ひたちなか市)	○	○	○	必須
登録及び希望部門等調書	○	○	○	必須
消費税免税事業者届出書	△	△	△	消費税納税義務が免除される場合のみ
営業所等の状況調書	×	○	×	ひたちなか市内に営業所がある場合のみ

○：必須 △：該当者のみ ×：提出不要

7 その他

(1) 漏水調査（上水道・下水道）を希望される方は、ひたちなか市物品調達等入札参加資格審査申請を行ってください。

(2) 提出された申請書は、水道事業所、ひたちなか・東海広域事務組合においても適用されますので、別途水道事業所、広域事務組合への申請は必要ありません。

8 問合せ先

ひたちなか市役所 総務部契約検査課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話 029-273-0111（内線 1261・1262・1263）

ひたちなか市ホームページ＞産業・ビジネス＞入札・契約情報＞業者登録＞令和7・8年度業者追加登録について（令和7年11月実施）

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/business/nyusatsu/1004518/1004521.html>